

## 紹介に関する同意事項

当社は、株式会社 EPARK スイーツに対して、次の事項を同意します。

### 第1条（目的、有効期間）

1. 貴社は当社に対し、以下各号の全ての条件を満たした場合、紹介料1万円（消費税込み、以下「紹介料」という）を支払うこと。
  - (1) EPARK スイーツガイド利用規約に基づく EPARK スイーツガイドに関する契約（以下「本契約」という。）が何らの瑕疵なく有効に成立し、当社が「検収確認書」を提出し、貴社が確認できたこと。
  - (2) 当社が、本契約を順守していること。
2. 本同意事項は、本同意事項に同意した日が属する月の翌々月末日をもって効力を失い、それまでに前各項の条件を全て満たさない限り、紹介料が支払われないこと。

### 第2条（支払方法）

検収確認書の確認日が属する月の月末日で締め、当該月の翌月末日（末日が銀行休業日の場合は翌営業日）に、本契約と同一の銀行口座に振り込み送金する方法で紹介料が支払われること。なお、振込み手数料は貴社の負担。

### 第3条（紹介料の返還、支払停止等）

以下の各号に定める場合、貴社は、当社に対して本同意事項に基づき支払済みの当該違反にかかる紹介料等の返還を請求でき、また以降の紹介料等の支払があるときはこれを停止することができるものとし、当社は予め異議無く承諾すること。

- (1) 当社を貴社に紹介した者と通謀等を行い、本契約の締結意思が無いにもかかわらず本同意事項を履行する行為。
- (2) 当初から本契約の解約を予定しながら本同意事項を履行する行為。
- (3) その他、本同意事項に違反する又はそのおそれのある行為。

### 第4条（損害賠償）

当社は、本同意事項に違反、又は本同意事項の履行によって、貴社に損害を与えた場合には、その損害全額（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されない。）を賠償しなければならないこと。

### 第5条（合意管轄）

当社は、本同意事項に基づいて、又は関連して紛争が発生した場合は、訴額に応じ、貴社の本店所在地管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすること。

以上  
20180901